# 宮城サイクルツーリズム推進協議会規約(案)

(名称)

第1条 本会は、宮城サイクルツーリズム推進協議会(以下、「協議会」という。)と称する。

(目的)

第2条 沿岸地域と内陸部が一体となり、地域観光資源や震災遺構・震災伝承施設など、 国内外からの多様な旅行者が県内各地を安全に自転車で周遊できる環境を構築す ることにより、地域の活性化を目指す。

#### (所掌事務)

- 第3条 協議会の所掌事務は、次の各号に掲げたとおりとする。
  - (1)サイクルツーリズムを推進する取り組みの検討・実践
  - (2)サイクルツーリズムの推進に関する課題・情報の共有、人材のネットワーク化
  - (3)その他、目的を達成するために必要な事項

### (構成)

- 第4条 協議会は、別表に掲げる委員をもって構成する。
  - 2 委員の任期は1年とする。ただし、再任は妨げない。
  - 3 協議会には、部会を設置する。
  - 4 部会の役割・構成員は別に定める。
  - 5 委員の途中退任における補欠委員の任期は、前任者の残任期とする。
  - 6 部会には、部会長をおく。

### (役員)

- 第5条 協議会活動の円滑な推進のため、以下の役員をおく。
  - 2 会長は、国土交通省仙台河川国道事務所長をもって充てる。
  - 3 会長は、協議会の議長となり、会務を統括する。
  - 4 会長は、必要があると認めるときは、会務の補佐をおこなう者を委員から指名することができる。

### (招集)

- 第6条 協議会の会議は、会長が招集する。
  - 2 会長は必要があると認めるときは、委員外の者に対し、協議会に出席してその意見を述べ又は説明を行うことを求めることができる。
  - 3 部会長は、部会構成員のなかから協議会へ出席する者を指名することができる。

## (公開)

第7条 協議会は原則として公開とし、議事要旨は委員会後速やかにホームページにて公開する。ただし、特段の理由があるときは会議を非公開にすることができる。

#### (事務局)

- 第8条 協議会の事務局は、仙台河川国道事務所ならびに宮城県が行う。
  - 2 事務局は、庶務及び協議会の方針に基づく協議会関係者ならびに各団体等と横断的な調整を担う。

#### (規約の改正)

- 第9条 本規約に変更の必要が生じた時は、協議会の会議において検討のうえ変更するものとする。
- 附則 本規約は平成31年 月 日から施行する。

(敬称略・五十音順)

団 体 名	役  職	氏	名
阿武隈急行株式会社	代表取締役社長	千葉	宇京
株式会社河北新報社	事業局長	鈴木	紳一
準備委員会	委員長	西谷	雷佐
準備委員会	アドバイザー	千葉	大貴
仙台空港鉄道株式会社	代表取締役専務	安住	順一
仙台国際空港株式会社	取締役 航空営業部長	岡﨑	克彦
仙台市	建設局次長兼道路部長	千葉	幸喜
仙台市交通局	鉄道管理部 課長	佐々オ	て 隆
東北運輸局	観光部 観光地域振興課長	栗田	利彦
東北地方整備局	仙台河川国道事務所長	奥田	秀樹
宮城県	震災復興・企画部 総合交通対策課長	田村	賢治
宮城県	経済商工観光部 観光課長	梶村	和秀
宮城県	土木部 道路課長	籠目	勇一
宮城県	教育庁 スポーツ健康課長	駒木	康伸
宮城県警察本部	交通部 交通規制課長	道家	知優
宮城県サイクリング協会	理事長	樋口	芳文
宮城県商工会議所連合会	仙台商工会議所 理事・事務局長	髙山	秀樹
宮城県商工会連合会	地域振興課長	児玉	徹
宮城県バス協会	専務理事	熊沢	治夫
ヤフー株式会社	社会貢献本部 スポーツ事業推進室長	足達	伊智郎